

保護者様

愛知県立豊田北高等学校長

学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。なお、治癒し登校する際には、医師に治癒証明書を記入してもらい、学校へ提出してください。

記

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

愛知県立豊田北高等学校長殿

治癒証明書

生徒氏名 _____ 年 組 番 _____

病 名 _____

出席停止期間 _____ 月 日 ~ _____ 月 日

上記の生徒は疾病が治癒したので、出校してもよいことを証明します。

平成 年 月 日

医師または医療機関名
